

## 本庄市廃棄物減量等推進審議会の運営について（案）

### 第1 趣旨

本庄市廃棄物減量等推進審議会規則第7条の規定に基づき、本庄市廃棄物減量等推進審議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 会議の公開

（1）会議は公開とする。

※ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の3分の2以上の多数で議決した時は、非公開とすることができます。（本庄市廃棄物減量等推進審議会規則第2条）

（2）会議を非公開とする場合は、あらかじめ会長が会議に諮り決するものとする。

### 第3 傍聴人の定員

傍聴人の定員は10人とする。

なお、傍聴希望者が10人を超えた場合には、くじ引きとする。

### 第4 会議録の作成

（1）会議録の作成にあたり、発言者名を記載する。

（2）会議録は、会長が署名した日をもって確定する。

（3）会議録の公表は、会議録を確定した日以降に行う。